（証書再交付の申請）

第五十六条　障害厚生年金の受給権者は、障害厚生年金の年金証書を滅失し、若しくは毀損したとき又は障害厚生年金の年金証書に記載された氏名に変更があるときは、障害厚生年金の年金証書の再交付を厚生労働大臣に申請することができる。

2　障害厚生年金の受給権者は、前項の申請をしようとするときは次に掲げる事項を記載した再交付の申請書を、機構に提出しなければならない。

一　氏名（障害厚生年金の年金証書に記載された氏名に変更がある者にあつては、変更前及び変更後の氏名）、生年月日及び住所

一の二　個人番号又は基礎年金番号

二　（略）

三　障害厚生年金の年金証書を滅失し、又は毀損した者にあつては、その事由

3　前項の申請書（障害厚生年金の年金証書を滅失したことによる第一項の申請に係るものを除く。）には、障害厚生年金の年金証書を添えなければならない。

4　障害厚生年金の受給権者は、第一項の申請（障害厚生年金の年金証書を滅失したことによるものに限る。）をした後、滅失した障害厚生年金の年金証書を発見したときは、速やかに、これを機構に返納しなければならない。

5　（略）

（死亡の届出）

第五十七条　法第九十八条第四項の規定による障害厚生年金の受給権者の死亡の届出は、次に掲げる事項を記載した届書を、機構に提出することによつて行うものとする。

一　氏名及び住所並びに届出者と受給権者との身分関係

二　（略）

二の二　受給権者の個人番号又は基礎年金番号

三・四　（略）

2～5　（略）

（未支給の保険給付の請求）

第五十八条　障害厚生年金又は障害手当金の受給権者が死亡した場合（次項に規定する場合を除く。）において、法第三十七条の規定による未支給の保険給付の支給を受けようとする者は、次に掲げる事項を記載した請求書を、機構に提出しなければならない。

一　氏名及び住所並びに請求者と受給権者との身分関係

二　（略）

二の二　受給権者の個人番号又は基礎年金番号

三～六　（略）

2～4　（略）

（裁定の請求）

第六十条　遺族厚生年金（厚生労働大臣が支給するものに限る。第八十九条の二を除き、以下同じ。）について、法第三十三条の規定による裁定を受けようとする者は、次に掲げる事項を記載した請求書を、機構に提出しなければならない。

一　氏名、生年月日及び住所並びに請求者と被保険者又は被保険者であつた者（法第五十八条第一項第四号に該当する場合にあつては、離婚時みなし被保険者期間又は被扶養配偶者みなし被保険者期間を有する者を含む。第七号を除き、以下この節において同じ。）との身分関係

（証書再交付の申請）

第五十六条　障害厚生年金の受給権者は、障害厚生年金の年金証書を滅失し、又はき損したときは、障害厚生年金の年金証書の再交付を厚生労働大臣に申請することができる。

2　障害厚生年金の受給権者は、前項の申請をしようとするときは、次の各号に掲げる事項を記載した再交付の申請書を、機構に提出しなければならない。

一　受給権者の生年月日及び住所

一の二　基礎年金番号

二　（略）

三　滅失又はき損の事由

3　障害厚生年金の年金証書がき損したことにより前項の申請書を提出するときは、これにその年金証書を添えなければならない。

4　障害厚生年金の受給権者は、第一項の申請をした後、滅失した障害厚生年金の年金証書を発見したときは、速やかに、これを機構に返納しなければならない。

5　（略）

（死亡の届出）

第五十七条　法第九十八条第四項の規定による障害厚生年金の受給権者の死亡の届出は、次の各号に掲げる事項を記載した届書を、機構に提出することによつて行うものとする。

一　届出者の氏名及び住所並びに届出者と受給権者との身分関係

二　（略）

二の二　受給権者の基礎年金番号

三・四　（略）

2～5　（略）

（未支給の保険給付の請求）

第五十八条　障害厚生年金又は障害手当金の受給権者が死亡した場合（次項に規定する場合を除く。）において、法第三十七条の規定による未支給の保険給付の支給を受けようとする者は、次の各号に掲げる事項を記載した請求書を、機構に提出しなければならない。

一　請求者の氏名及び住所並びに請求者と受給権者との身分関係

二　（略）

二の二　受給権者の基礎年金番号

三～六　（略）

2～4　（略）

（裁定の請求）

第六十条　遺族厚生年金（厚生労働大臣が支給するものに限る。第八十九条の二を除き、以下同じ。）について、法第三十三条の規定による裁定を受けようとする者は、次の各号に掲げる事項を記載した請求書を、機構に提出しなければならない。

一　請求者の生年月日及び住所並びに請求者と被保険者又は被保険者であつた者（法第五十八条第一項第四号に該当する場合にあつては、離婚時みなし被保険者期間又は被扶養配偶者みなし被保険者期間を有する者を含む。第七号を除き、以下この節において同じ。）との身分関係